

## 名桜大学障がい学生支援運営規程

(平成27年6月18日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学（以下「本学」という。）が、心身等に障がいのある者を受け入れ、修学等の支援を行うための体制を整備し、その支援を円滑に実施するため、障がい学生支援委員会（以下「委員会」という。）を置き、また運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この規程において、支援対象となる「障がい学生」とは、本学への入学志願者、入学選抜合格者、入学手続き完了者または在籍者であって、心身等に障がいがあり、本人が支援を求め、かつその必要性が認められた者をいう。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 障がい学生の支援のための基本的な対応方針に関すること
- (2) 障がい学生の教育及び学生生活に係る指導及び助言に関すること
- (3) 障がい学生に係る施設設備の整備に関すること
- (4) その他障がい学生の支援に関し必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 学長（全学入試委員長）
- (2) 副学長
- (3) 学群長・学部長
- (4) 各研究科長
- (5) リベラルアーツ機構長
- (6) 教務部長（全学教務委員長）
- (7) キャリア開発委員長
- (8) 学生サポート委員長
- (9) 保健センター長
- (10) 事務局長
- (11) その他学長が必要と認める者

2 前項第11号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員会に、委員長を置き、学長をもって充てる。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

3 委員長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(支援チーム)

第6条 障がい学生の支援を円滑に実施するため、委員会の下に、支援チームを置く。

2 支援チームは、当該障がい学生ごとに設置する。

3 支援チームは、次に掲げる構成員をもって組織する。

(1) 所属する学群、学部又は研究科の長

(2) 教務部長

(3) 学生部長

(4) 保健センター長

(5) 所属する専攻、学系、又は学科の長

(6) 所属する専攻、学科又は研究科の指導教員

(7) 教務課及び学生課の担当として任命された者

(8) 保健センター看護師

(9) その他学長が必要と認める者

4 支援チームに議長をおき、保健センター長をもって充てる。

5 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

(任務)

第7条 支援チームは、次に掲げる事項の処理に当たる。

(1) 当該障がい学生支援のための具体的事項に関すること

(2) 委員会への意見具申に関すること

(3) その他当該障がい学生の支援のために必要な事項

(庶務)

第8条 委員会及び支援チームの庶務は、関係部課の協力を経て、学生課において処理する。

(補則)

第9条 この規程は、教育研究審議会の議を経て、学長が定める。

附 則 (平成27年6月18日)

この規程は、平成27年6月18日から施行する。

附 則 (平成30年5月23日)

この規程は、平成30年5月23日から施行する。